



《会計・税務の知識》 国外財産調書制度 その2

はじめに

国外財産調書制度の概要は過去のメルマガでご案内したとおりですが、昨年11月に「国外財産調書の提出制度 (FAQ)」が公表され、より具体的な取扱いが明らかになりましたので、確定申告直前のこの時期に再度アナウンスさせていただきます。

1. 制度概要

項目	概要
提出義務者	日本の居住者（非永住者を除く）で、12月31日時点の 国外財産 の価額が 合計5,000万円超 の個人
提出期限	翌年 3月15日 まで
記載内容	国外財産の詳細 (財産を特定できる情報、 金額 等)

2. 財産の所在地判定

国内・国外の判定は財産の区分ごとに判定方法が定められています。以下、いくつか例を挙げます。

区分	所在地の判定方法
売掛金 貸付金	債務者 の住所または本店もしくは主たる事務所の所在
保険契約に関する権利	保険会社の本店 又は主たる事務所(※国内に本店又は主たる事務所はないが、契約事務を行う営業所等がある場合はその営業所等)の所在
株式 社債	発行人 の本店又は主たる事務所の所在 ※ただし金融商品取引業者の口座で管理されているものは 金融商品取引業者 の本店又は主たる事務所の所在
船舶 航空機	登録をした機関 の所在

3. 価額の算出方法

記載する財産の価額は「時価」または「見積価額」とされています。ただし、上場株式でもない限り、時価を入手するのは困難なことが多いため、実務上は見積価額が広く用いられると想定されます。この見積価額の算出方法も、次のように財産の区分ごとに定められています。ただし、**財産評価基本通達**に基づく評価も認められるようです。

種類	見積価額
土地	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税に相当する税の課税標準額 取得価額をもとに、統計指標等を用いて価額変動を合理的に反映させる方法 翌年調書提出までに譲渡した時の価額
建物	<ul style="list-style-type: none"> 土地と同様の方法 減価償却後残高
有価証券 (非上場)	<ul style="list-style-type: none"> 売買実例のうち適正と認められるもの 上記がない場合、翌年調書提出までに譲渡した時の価額 どちらもない場合、取得価格

なお、外貨建て資産の換算方法は、12月31日以前の年内最終相場における取引金融機関の対顧客直物電信買相場 (TTB) で換算します。

4. 国外財産調書の様式

個々の資産ごとに種類、記入する「調書」と、財産の区分ごとに金額を集計した「合計表」の2つを記入する必要があります。これらを提出する場合、「財産及び債務の明細書」において国外財産の記載は不要であり、「国外財産は国外財産調書に記載の通り」とのみ記載すれば良いとされています。

5. 優遇措置及び罰則

所得税や相続税の申告時に国外財産が申告漏れとなった場合に、当該国外財産を調書に記載していた場合の優遇措置、記載していなかった場合の罰則は、次のとおりです。

調書の記載	優遇措置または罰則
記載した*	過少申告加算税が 5%減額
記載なし	過少申告加算税を 5%増額

***税務調査を予見せず事後提出・修正した場合含む**。
さらに、調書自体を、故意に虚偽の内容で提出した場合または正当な理由なく期限内に提出しなかった場合には、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処されます。

結び

納税者はかなりの事務負担を強いられることとなりますが、申告漏れ防止という制度趣旨をふまえると、価額の正確性以上に財産の網羅性に注意を払うべきと考えます。
(担当：工藤)